

(別表 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和 2 年 1 月 3 1 日作成)

法令名	北海道主要農作物等の種子の生産に関する条例
根拠条項	第 8 条第 2 項
許認可等の種類	優良品種の認定
法令の定め	知事は、収量、品質その他の栽培上又は利用上の特性が優良なものであることその他の知事が定める基準に適合すると認められる主要農作物等の品種を優良品種として認定することができる。
審査基準	北海道農作物優良品種認定要領第 2 の 1 による。
標準処理期間	総 期 間 日・月 () 経 由 機 関 日・月 () 協 議 機 関 日・月 () 処 分 機 関 日・月 () ※審査は、認定年度に申請のあった品種について一括して行うため、その申請数等によって審査に要する期間が変動する場合は想定されることから、標準処理期間は設定していない。
処分担当課	農政部生産振興局農産振興課 (調整係) (電話番号: 011-204-5982)
申請先	農政部生産振興局農産振興課 (調整係) (電話番号: 011-204-5982)
問い合わせ先	農政部生産振興局農産振興課 (調整係) (電話番号: 011-204-5982)
備 考	(公表アドレス: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/nsk/shinsakijun.html)